

鹿児島市すこやか子育て交流館他3施設利用料におけるキャッシュレス決済導入業務
企画提案競技実施要領

1 目的

本要領は、「鹿児島市すこやか子育て交流館他3施設利用料におけるキャッシュレス決済導入業務」に係る契約の相手方となる事業者を企画提案方式で選定するにあたり必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

鹿児島市すこやか子育て交流館他3施設利用料におけるキャッシュレス決済導入業務

(2) 業務内容

①鹿児島市すこやか子育て交流館他3施設利用料のキャッシュレス決済サービス導入に必要な機器の対象施設窓口への設置及び設定登録業務（以下「機器納入等」という。）

②キャッシュレス決済を行った鹿児島市すこやか子育て交流館他3施設利用料の納付に関する業務（以下、「納付事務」という。）

※詳細は別紙「鹿児島市すこやか子育て交流館他3施設利用料におけるキャッシュレス決済導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 事業期間

①機器納入等 契約締結の日から令和8年9月30日まで

②納付事務 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

(4) 予算限度額

2,204千円（消費税及び地方消費税を含む。）

<内訳>

① 機器納入等 1,808千円

なお、機器納入等（POSシステム導入費用含む。）の費用（企画提案書「02導入及び運用費用」）については、必要な経費を必ず計上することとする。

② 納付事務 396千円

運用経費の水準を評価対象とする。決済手数料は含まない。

3 企画提案競技参加申込手続

(1) 提出書類

ア 企画提案競技参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 企画提案競技参加資格審査申請書（様式第3号）

エ 実績一覧（様式第4号）

オ 商業登記簿謄本（写し可）

カ 印鑑証明書（写し可）

キ 本市発行の滞納がないことの証明書

ただし、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村税」納税証明書とする。

ク 直前1事業年度分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書）

※令和8・9年度鹿児島市業務委託等入札参加業者名簿に登録された業者は、オ及びカの書類は不要。

(2) 提出部数

各1部提出すること。なお、共同提案の場合は、アに掲げる書類は共同提案であることを明記した上で代表事業者が提出し、イからクまでに掲げる書類は全ての構成事業者について提出すること。

(3) 提出先

〒890-0062

鹿児島市与次郎一丁目10番17号

鹿児島市こども未来局こども政策課交流係（すこやか子育て交流館3階）

電話 099-812-7740

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限ることとし、受け付け期間内に必着すること。）

(5) 提出期限

令和8年5月12日（火）午後3時まで

4 企画提案書提出手続

(1) 提出書類等

ア 企画提案書鑑（様式第6号）

イ 企画提案書（様式第7号。A4版縦、長編綴じ。なお、書類のボリュームは評価対象としない。）

ウ 参考資料（パンフレット等）

(2) 提出部数

正本1部、副本8部

（副本には、企業名（略称を含む。）、住所、社章等の企業名が分かる記載をせず、通知する企画提案競技参加依頼で示すアルファベットの略称を用いること。）

(3) 提出先

「3 企画提案競技参加申込手続」に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限ることとし、受付期間内に必着すること。）

(5) 提出期限

令和8年5月22日（金）午後3時（必着）

(6) その他

提出された提案書の内容について、必要に応じて補足資料を求める場合があるので、決められた期限までに提出すること。

5 選定方法

(1) 企画提案競技参加資格要件

企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ この告示の日以後の期間において鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平

成 11年4月16日制定)に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱(平成26年3月27日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 納期の到来している市税を完納していること。

キ この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ク 契約後、本業務を処理できる経営の状況にあること。

ケ 本業務は、複数の事業者による共同提案を可能とする。この場合、以下の要件を満たすこと。

① 共同提案を行う事業者(以下「構成事業者」という。)のうち、1者を代表事業者に定め、本市への質疑や書類提出は、代表事業者が行うこと。

② 構成事業者全てが、法人格を有すること。

③ 構成事業者全てが、アからクまでの参加資格を満たしていること。

コ 令和3年度以降において、地方公共団体が発注したキャッシュレス決済の導入及び運用実績がある者であること(共同提案の場合は、構成事業者のうち1人以上が導入及び運用実績を有すること)。

(2) 審査方法

鹿児島市こども未来局契約業者選定委員会において、提案書を書面で審査し、審査基準の項目ごとに評点を付け、評点総数が全体の6割以上の者のうち、最高得点者を選定する。

(3) 審査基準

No.	評価項目	評価内容	評価得点
1	利用可能な決済手段・決済ブランド	・利用者の利便性が向上するブランド数か	30
2	導入及び運用費用	・低廉な導入費用か ・業務実施にあたり妥当な費用か <提案費用>導入費用+3年間の運用費用	20
3	取扱手数料率	・低廉な手数料率か ・業務実施にあたり妥当な手数料率か	20
4	入金及び支払方法	・入金及び入金情報等の提供は迅速か・入金情報の内容は十分か	20
5	情報セキュリティ及び個人情報保護	・情報セキュリティ及び個人情報保護に対する取組が確立されているか	20
6	決済端末	・決済端末の仕様 ・取扱方法 ・提案する機器の優位性	20

7	POS機能	・内訳の確認方法について	20
8	スケジュール及びサポート体制	・導入まで効率的で無理のないスケジュールか ・導入前の研修や対応マニュアルは適切か ・導入後のサポート体制は十分か（障害時に直ちにサポートできる体制であるか等）	30
9	業務執行体制、業務実績及び経営状況等	・納付事務を適正かつ確実に遂行することができる 財産的基礎、知識、経験及び十分な社会的信用を有しているか	10
10	その他	・その他鹿児島市に有益な提案	10
合 計			200

(4) 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ア 企画提案競技への参加に関する提出書類（以下、「提案書等」という）の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- イ 企画提案に参加する資格要件を欠く場合
- ウ 見積価格が、予算額を超える提案を行った場合
- エ 提案書等が不足する場合
- オ 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- カ 仕様書に定める仕様に適合しない場合
- キ その他実施要領の規定に違反した場合

(5) 審査結果

提案書を提出した全事業者（共同提案の場合は代表事業者）に対して令和8年6月2日（火）を目途に、書面により通知する。

6 質疑応答

(1) 質問方法

実施要領等への質問については、質問内容を別紙「質問書（様式第8号）」に記載し、電子メールで送信すること。

(2) 質問受付期限

令和8年4月27日（月）午後3時（期限厳守）

(3) 質問先

「3 企画提案競技参加申込手続」に同じ

(4) 質問回答

(1)の質問とそれに対する回答は、質問を受け付けた日から3日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）以内に本市のホームページ上に掲載し、その期間は掲載の日から令和8年5月12日（火）までとする。

7 企画提案競技スケジュール

以下の日程で行うこととする。なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内容	日時
公募開始	令和8年4月22日（水）
質問の受付期限	令和8年4月27日（月）午後3時
参加申込書の提出期限	令和8年5月12日（火）午後3時
参加資格審査結果通知	令和8年5月15日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年5月22日（金）午後3時
書面審査	令和8年5月28日（木）
選定結果の通知	令和8年6月2日（火）（予定）

8 提案書の取扱い等

- (1) 提案書等は、返却しないものとする。また、提出期限以降における提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提案書等の作成、提出など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提案書等は、審査及び説明を目的に、この写しを作成し、使用することができる。
- (4) 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、公表することがある。この場合において、提案書等の写しを作成し、使用することができる。
- (5) 鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例の規定に基づき、当該文書を公開することになる。